

教育本部内規

(目的)

第1条 教育本部規程第14条の規定により、この内規を定める。

(技術員の選任)

第2条 技術員はスキー指導員、スノーボード指導員、公認スキーパトロールの資格を有する者（以下「公認有資格者等」という）で、次の各号に定めるところにより、加盟団体長の推薦する候補者の中から選任する。

(1) 技術員は公認有資格者等の在籍する加盟団体について、指導員の中から推薦する。

(2) 資格別に公認有資格者等が25名を超える加盟団体にあつては、25名に1名の割合を目安として技術員を推薦することができる。ただし、資格別の有資格者等の総数が25名に満たない加盟団体においては、資格に限らず1名を推薦することができる。

(3) 前各号の規定にかかわらず、女性リーダーについては全道的視野から若干名の適任者を、教育本部理事会において選任することができる。

2 前項の規定により推薦された技術員の内、当該加盟団体の公認有資格者の数が50名を超える場合は、50名に1名の割合を目安として「常任技術員」として推薦することができる。（選出人数枠は別表参照）

3 選出基準となる公認有資格者の登録者数は、改選期の前年度末日とする。

別表 技術員の推薦基準

有資格者数	技術員	常任技術員
1～49名	1名	0名
50～74名	1名	1名
75～99名	2名	1名
100～	以下25名増す毎に1名増員	以下50名増す毎に1名増員

(技術員の義務)

第3条 常任技術員はSAJが主催する技術員研修会（北海道ブロック）及び本連盟が主催する夏季研修会に出席するものとする。

2 技術員は本連盟が主催する夏季及び冬季技術員研修会に出席しなければならない。

(活動停止要件)

第4条 常任技術員、技術員が次の各号に該当するに至ったときは、技術員の活動を停止するものとする。

(1) 不適切な指導活動を繰り返し行った場合

(2) 不法・不正行為等社会的な信用を失う行為を行った場合

(3) 公認の許可なく、スノースポーツに関わる営業活動を行った場合

2 前項の取扱については倫理審査委員会に諮問し、教育本部理事会を経て決定する。

(組織)

第5条 教育本部理事会の下に教育本部直轄委員会として倫理審査委員会、SAJ専門委員会、シニアアドバイザー委員会を設ける。また、統括部を設け、必要に応じて各統括部に事業運営委員会を置く。

(任務)

第6条 直轄委員会及び統括部の任務は次の通りとする。

(1) 直轄委員会

ア 倫理審査委員会

(ア) 第4条に掲げる事項に該当する場合、教育本部理事会の諮問を受け、審査して答申する。

(イ) 倫理審査委員会委員は、教育本部理事会が案件に即して選任する。

イ S A J 専門委員会

(ア) S A J に関する情報の収集及び伝達に関すること。

(イ) 指導者研修会テーマに関すること。

(ウ) ブロック研修会に関すること。

(エ) 各種研修会・講習会・検定会に関すること。

(オ) 担当行事に関すること。

(カ) デモンストレーターの事業配置・派遣、合宿参加費等補助に関すること。

(キ) その他、専門的な事項に関すること。

ウ シニアアドバイザー委員会

教育本部理事会及び統括部から諮問があった場合、必要な指導助言を行う。

(2) 統括部

各統括部の所管事項は次のとおりとする。

ア 企画部

(ア) 教育本部所管の事業及び予算に関すること。

(イ) 教育本部の会議及び各部・各委員会の連絡調整に関すること。

(ウ) 教育本部理事会の庶務事項に関すること。

(エ) S A J との連絡・報告に関すること。

(オ) 教育本部の会員管理・登録に関すること。

(カ) 教育本部諸事業の I T 関連作業（支援も含む）に関すること。

(キ) 教育本部の広報活動に関すること。

(ク) その他教育本部の企画・運営に関すること。

イ 研修部

(ア) 指導者研修会及び検定員クリニックに関すること。

(イ) S A J スキー大学に関すること。

(ウ) その他スキーの研修に関すること。

ウ 検定部

(ア) S A J 公認スキー指導員検定会に関すること。

(イ) S A J 公認スキー準指導員検定会に関すること。

(ウ) S A J 公認スキー検定員検定会に関すること。

(エ) S A H 認定スキー指導員 A 検定会に関すること。

(オ) その他検定に関すること。

エ テクニカルプロモーションチーム

(ア) スキー選手の育成、強化及び技術評価に関すること。

(イ) ジュニアの育成、強化及び技術評価に関すること。

(ウ) デモンストレーターの発掘・育成に関すること

(エ) スキー技術の研究に関すること。

(オ) 北海道スキー大学に関すること。

(カ) その他スキーの強化に関すること。

オ スキー技術選運営部

(ア) 北海道スキー技術選手権大会の企画立案・運営に関すること。

(イ) 北海道ジュニアスキー技術選手権大会の企画立案・運営に関すること。

(ウ) 北海道マスタースキー技術選手権大会の企画立案・運営に関すること。

(エ) その他のスキー技術選手権大会の運営及びスキー振興に関すること。

カ スキー学校部

(ア) 登録スキー学校の事務処理・運営に関すること。

(イ) 登録スキー学校の研修会に関すること。

(ウ) バッジテストに関すること。

(エ) S A H認定スキー指導員B及び認定スノーボード指導員Bに関すること。

(オ) S A Jとの連絡・報告に関すること。

(カ) 協力団体との連携・強化に関すること。

(キ) その他登録スキー学校に関すること。

キ スノーボード部

(ア) スノーボード指導者研修会に関すること。

(イ) S A J公認スノーボード検定会に関すること。

(ウ) S A H認定スノーボード指導員A検定会に関すること。

(エ) スノーボード選手の育成強化に関すること。

(オ) その他スノーボードに関すること。

ク 安全対策部

(ア) スキーパトロールの養成・検定に関すること。

(イ) スキーパトロールの研修に関すること。

(ウ) スキーパトロールの技術向上に関すること。

(エ) スキー・スノーボード傷害調査に関すること。

(オ) 各種大会の支援に関すること。

(カ) その他パトロール活動に関すること。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は教育本部理事会の決議による。

附 則	昭和50年度	制定
附 則	平成24年 8月 1日	改定
附 則	平成28年 9月25日	改正
附 則	平成30年 5月19日	改正
附 則	令和 元年 6月 8日	改正
附 則	令和 3年 7月24日	改正
附 則	令和 6年10月30日	改正
附 則	令和 7年 7月11日	改正